

## 南幌町空き地の雑草等の除去に関する指導要綱

令和2年6月30日告示第87号

## 南幌町空き地の雑草等の除去に関する指導要綱

### (目的)

第1条 この告示は、空き地における雑草等の除去について必要な事項を定めることにより、空き地における雑草の繁茂による衛生害虫の発生の予防、枯れ草の放置による火災の発生、交通の障害及びごみの不法投棄の防止に努め、もって町民の健康で安全な生活環境の保全に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き地 宅地化された状態の土地、その他空閑地で現に人が使用していない土地(現に人が使用している土地であっても、相当の空閑地を有することにより人が使用していない土地と同様の状態にあるものを含む。)をいう。
- (2) 雑草等 雑草・枯草又はこれに類するかん木類をいう。
- (3) 土地所有者等 土地の所有者、占有者又は管理者をいう。
- (4) 不良状態 雑草等が繁茂し、若しくは放置されている状態でその状態が次に掲げる場合のいずれかに該当する場合をいう。
  - ア 衛生害虫の発生原因となっている場合
  - イ 火災の予防上危険と認められる場合
  - ウ 交通の障害となっている場合
  - エ ごみの不法投棄を誘発するおそれのある場合
  - オ 犯罪の防止上好ましくないとと思われる場合
  - カ 人の健康を阻害する恐れがある場合

### (土地所有者等の責務)

第3条 土地所有者等は、当該空き地が不良状態にならないよう適正な維持管理に努めなければならない。

### (適用範囲)

第4条 この告示の適用範囲は、町内全域とする。ただし、当該空き地が人家・道路に隣接しているものに対し適用するものとする。

(指導又は助言)

第5条 町長は、空き地が不良状態にあるとき又は不良状態になる恐れがあるときは、当該空き地の土地所有者等に対し雑草等の除去、その他不良状態の改善に必要な措置を講ずるべきことを指導又は助言することができる。

(勧告)

第6条 町長は、前条の規定による指導に従わないときは、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和2年7月1日から施行する。